

令和5年度アップサイクルビジネス
事業可能性実証業務

公 募 要 領

令和5年8月

青 森 県
(商工労働部 新産業創造課)

1 委託業務の概要

(1) 趣旨

SDGs や脱炭素の推進など、国内外において環境に対する社会意識が大きく変化している中、未利用資源や副産物等を活用して新たな価値を創出する「アップサイクル」の取組に大きな期待が寄せられています。

このため、本県由来の未利用資源を活用したアップサイクルビジネスの事業可能性を実証し、その成果を青森県内に波及させることにより、県内事業者による新ビジネスの創出を促進することを目的として、「令和5年度アップサイクルビジネス事業可能性実証業務」を実施することとしました。

つきましては、委託先候補者を選定するため、以下のとおり企画提案を募集します。

(2) 業務の内容

ア 名称

令和5年度アップサイクルビジネス事業可能性実証業務

イ 業務内容等

本業務では、青森県内において未利用資源や副産物等のアップサイクルに向けた取組を行う事業者を実施主体として、独自の視点や知識、技術等によってアップサイクル関連の新ビジネス創出に向けた事業可能性の実証に取り組むことを想定しています。

具体的には、アップサイクル関連の製品・技術等の開発に当たって必要となる工程（原料の調達・加工・品質分析等のほか、生産ラインや加工機械の確立・確保、試作品の開発・性能試験等）や市場調査等に係る取組を想定しています。

また、未利用資源や副産物等の素材テーマは、本県由来のものを想定しており、提案者の知見や技術を生かせるもの等を任意で選定してください。

ウ 実施期間（委託契約期間）

契約締結日から令和6年2月15日（木）まで

2 委託の件数及び予算上限額等

(1) 件 数 3 件程度

(2) 予算上限額 3,000,000 円 (1 件当たり 100 万円以内を想定。消費税及び地方消費税を含む。)

※ 委託契約額は、委託先候補者の選定後、青森県が委託先候補者から徴取した見積書の内容を精査し、予算の範囲内で決定します。そのため、企画提案額と委託契約額が同額にならないことがあります。

(3) 対象経費

委託業務に直接関わる経費を対象とします。ただし、以下の経費は対象外です。

- ・ 土地、建物及び備品 (5 万円以上) の取得購入に係る経費
- ・ 建屋や設備等の設置・改修に係る経費
- ・ 飲食に要する経費
- ・ 国又は地方公共団体等の補助金又は委託費等により、既に支弁されている経費
- ・ 本業務に活用したことが証拠書類から特定できない経費

※対象となる経費の例

区分	科目	主な内容
I. 人件費	人 件 費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	旅 費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
	会 議 費	事業を行うために必要な会議等に要する経費 (会場借料及び機材借料 等)
	謝 金	事業を行うために必要な謝金 (会議等に出席した外部専門家等に対する謝金 等)
	備 品 費	事業を行うために必要な物品 (ただし、1 年以上継続して使用できるもの。5 万円未満に限る。) の購入、製造に必要な経費
	借 料 及 び 損 料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消 耗 品 費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの (ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの) の購入に要する経費
	印 刷 製 本 費	事業で使用するパンフレットや報告書等の印刷製本に関する経費
	補 助 員 人 件 費	事業を実施するために必要な補助員 (アルバイト等) に係る経費
	そ の 他 諸 経 費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

Ⅲ. 再委託・外注費	再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く。）
Ⅳ. 一般管理費	一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

3 応募資格

応募する時点で、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 青森県内に事業所等を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 当該業務を円滑に遂行するために必要な業務執行能力や経営基盤を有し、適正な経理執行体制を有していること。
- (3) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) NPO法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく事業報告書等を提出していること。

4 応募方法

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 実施計画書（様式2）
- ウ 経費積算書（様式3）
- エ 応募者に関する資料
 - ・事業者の概要（会社案内やパンフレット等）
 - ・直近2期分の決算報告書又はそれに類するもの

(2) 提出方法

- ・ 上記4(1)に掲げる提出書類を持参又は郵送により提出してください。
- ・ F A X又は電子メール等での応募は、受け付けません。
- ・ 提出部数は5部(正本1部、副本4部)とします。
- ・ 持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日9時から17時までとします。

(3) 提出期限 令和5年9月26日(火)17時必着

(4) 提出先 「10 問合せ先・提出先」あてに提出してください。

(5) 留意事項

- ・ 企画提案は1者につき1件とし、提出書類は返却しません。
- ・ 本企画提案競技の参加に要する経費については、応募者の負担とします。
- ・ 提出期限後は、提出書類の内容を変更することはできません。
- ・ 応募を辞退する場合は、辞退届(様式任意、A4版)を提出してください。
- ・ 応募資格を有しない者が提出した書類や提出書類の内容等に虚偽又は不正があった場合は、無効とします。
- ・ 提出書類の内容について、必要に応じて関係機関等に照会する場合があります。

5 委託先候補者の選定方法等

(1) 審査の方法(書面審査)

- ・ 提出書類について、下記5(2)の選定基準に基づき総合的に評価を行い、優れた企画提案を行った者を委託先候補者として、最大3者選定します。
- ・ 企画提案者数が想定委託件数に満たない場合であっても書面審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、委託先候補者として選定します。
- ・ なお、提出書類の内容について、補足説明等を求める場合があります。

(2) 選定基準

ア 提案の内容

○趣旨の理解度、事業目的との妥当性、テーマ・手法の独自性 等

イ 提案の実現性、遂行能力

○実施計画の具体性、計画に応じた人員配置や体制整備

○経営基盤及び管理体制

○経費の内容及び積算の妥当性 等

ウ 波及効果

○期待される効果、他事業者へのインパクト

○県の施策等との親和性

6 選定結果の通知及び契約の締結

(1) 選定結果の通知

- ・ 選定結果は、採否を問わず、提案者に対して書面で通知します。
- ・ なお、審査過程や選定結果に係る問合せ及び異議申立てには、応じません。

(2) 委託契約の締結

- ・ 青森県と委託先候補者において、企画提案書等を参考としながら、業務履行に必要な具体的な事項等の協議等を行うとともに、改めて委託先候補者から見積書を徴取し、協議が調った場合に、予算の範囲内で契約を締結します。
- ・ 業務内容については、両者合意の上で一部内容の変更を行う場合があります。
- ・ 委託契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）等の諸規程に基づき、締結します。

7 委託業務の実施内容及び実証成果に係る周知PRへの協力について

本業務は、本県由来の未利用資源等を活用したアップサイクルビジネスの事業可能性を実証し、その成果を青森県内に波及させることにより、県内事業者による新たなビジネス創出を促進することを目的としています。

そのため、受託者には県内事業者等に対する実証成果等の周知PRのため、次の方法により、県の委託業務として実施した旨の周知に御協力いただきます。

- ・ 受託者自らのホームページや公表資料等における表示・印字
- ・ マスコミ取材時や関連イベント等におけるコメント・発表
- ・ その他青森県が本業務に係るPR等のために依頼したもの

8 スケジュール（予定）

令和 5 年 8 月 30 日	企画提案の募集開始
9 月 26 日 17 時	企画提案の提出期限
9 月下旬	書面審査、選定結果の通知
10 月上旬	委託契約の締結

9 その他留意事項等

- (1) 本業務に要する経費は精算払いとし、業務が完了して委託者とその履行を確認した後に支払うものとします。
- (2) 本業務の実施にあたり制作等された資料や画像等に係る著作権及び所有権並びに事業の成果等は、青森県に帰属します。
- (3) 受託者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはいけません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）等を遵守してください。
- (5) 受託者は、委託業務に係る収支の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを令和6年4月1日から5年間保管しなければなりません。
- (6) 本業務の取組状況や成果については、随時、青森県のホームページや広報紙等で公開する場合があります。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、部分的な業務について、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときは、この限りではありません。

10 問合せ先・提出先

本事業の内容及び提案に関する質問等は、次の問合せ先まで御連絡ください。

青森県商工労働部新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ 武田
(直通電話) 017-734-9420

【問合せの対応時間】

原則 8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:15 (土日祝日を除く)